

保険料の自動貸付の取扱の改訂について

第一生命保険株式会社（社長 稲垣 精二）では、月払契約における保険料の自動貸付の利息の計算方法（利息の起算日）を2018年4月1日より改訂いたします。つきましては、改訂の内容を下記のとおりご案内させていただきます。なお、改訂日より前に加入されたお客さまについても、2018年4月1日以降に新たに発生した保険料の自動貸付については、改訂後の内容でお取り扱いいたします。

1. 改訂の内容

<改訂前>

未払込月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの保険料相当額（最大6か月）を元金として、未払込月の保険料払込の猶予期間の満了日の翌日から起算

<改訂後>

未払込月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの保険料相当額（最大6か月）のうち各回の保険料相当額を元金として、それぞれの保険料払込の猶予期間の満了日の翌日から起算

※年（一括）払契約、半年（一括）払契約については変更ありません。

※今回の改訂によるお手続きの必要はありません。

附則第1条の保険に加入されたお客さまについて、下記の附則を適用します。

附則（2018年4月1日）

第1条（適用対象）

この附則は、保険料の自動貸付の取扱に関する規定を有するつぎの主契約に適用します。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 養老保険 | (21) 個人年金保険 |
| (2) 特別養老保険 | (22) 個人年金保険（S62） |
| (3) 新種特別養老保険 | (23) 個人年金保険（H8） |
| (4) 新種保障割増保険 | (24) 生存保障型個人年金保険 |
| (5) 終生安泰保険 | (25) 5年ごと配当付終身保険 |
| (6) 特別保障割増保険 | (26) 5年ごと配当付養老保険 |
| (7) 特別終生安泰保険 | (27) 5年ごと配当付生存給付金付定期保険 |
| (8) 終身保険 | (28) 5年ごと配当付更新型終身移行保険 |
| (9) 特別保障割増保険（S56） | (29) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険 |
| (10) 特別終生安泰保険（S56） | (30) 5年ごと配当付終身医療保険 |
| (11) 新・特別終生安泰保険 | (31) 5年ごと配当付こども学資保険 |
| (12) 新・特別終生安泰保険（S60） | (32) 5年ごと配当付こども学資保険（2014） |
| (13) 終身保険（S60） | (33) 5年ごと利差配当付終身保険 |
| (14) 新種終身保険 | (34) 5年ごと利差配当付養老保険 |
| (15) 終身保険（S62） | (35) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 |
| (16) 新生存給付金付定期保険 | (36) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険 |
| (17) 特定疾病保障終身保険 | (37) 5年ごと利差配当付更新型終身移行保険 |
| (18) こども学資保険（H7） | (38) 5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険 |
| (19) 特定疾病保障終身保険（H8） | (39) 5年ごと利差配当付こども加入型総合医療保険 |
| (20) 遺族保障付個人年金保険 | (40) 5年ごと利差配当付終身医療保険 |

第2条（保険料の自動貸付）

第1条（適用対象）に定める主契約における保険料の自動貸付の規定に、つぎの規定を追加します。

月払契約の場合、2018年4月1日以後に行われる新たな保険料の自動貸付については、各回の保険料ごとにそれぞれの猶予期間の満了日の翌日を利息の起算日として、利息を計算します。

2. 保険料について

今回の改訂による保険料の変更はありません。